

定期積金規定

1～20. (省略)

21. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)

(1) この積金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。

- ① 第20条に掲げる異動が最後にあった日
- ② 将来における積金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、積金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日
- ③ 当会が積金契約者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を發した日。ただし、当該通知が積金契約者等に到達した場合または当該通知を發した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当会があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が積金契約者等の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。
- ④ この積金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日

(2) (省略)

22. (休眠預金等代替金に関する取扱い)

(1) (省略)

(2) 前項の場合、積金契約者等は、当会を通じてこの積金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当会が承諾したときは、積金契約者等は、当会に対して有していた積金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。

(3)～(5) (省略)

23. (省略)

以上
(2022年4月1日現在)

定期積金規定

1～20. (省略)

21. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)

(1) この積金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。

- ① 第20条に掲げる異動が最後にあった日
- ② 将来における積金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、積金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日
- ③ 当会が積金契約者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を發した日。ただし、当該通知が積金契約者に到達した場合または当該通知を發した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当会があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が積金契約者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。
- ④ この積金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日

(2) (省略)

22. (休眠預金等代替金に関する取扱い)

(1) (省略)

(2) 前項の場合、積金契約者等は、当会を通じてこの積金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当会が承諾したときは、積金契約者は、当会に対して有していた積金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。

(3)～(5) (省略)

23. (省略)

以上
(2021年10月1日現在)